

# 青少年特別育成費補助金申請について

## 《注意事項》

- ・ 会計処理等を伴うため、期限を過ぎての受付は行えません。ご注意ください。
- ・ 書類に不備があると差し戻しになりますので、早めのご提出をお願いします。

## 《収支予算書・決算書の記入方法》

- ・ 事業年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの収支すべてを記入してください。
- ・ 対象経費のみではなく対象外経費も記入し、対象経費と対象外経費を合算せず、区別して記入してください。合算された経費については、対象外経費として取り扱いますので、ご注意ください。
- ・ 内容説明(算出基礎等)については、なるべく詳細に記載をお願いします。内容説明の記載がない場合、差し戻すことがありますので、ご注意ください。

## 《補助対象経費》

- ・ 大会参加費
- ・ 交通費
- ・ 保険料
- ・ 備品購入費（おおむね 10 万円以上、使用可能年数 1 年以上のもの）
- ・ 通信費
- ・ 消耗品費（おおむね 10 万円未満、使用可能年数 1 年未満のもの）
- ・ 懇親会及びレクリエーション費 ※食糧費以外
- ・ 卒部生記念品代
- ・ その他町長が必要と認める経費

## 《補助対象外経費》（上記以外すべて）

- ・ 食糧費（大会弁当・飲料・反省会・懇親会・レクリエーション 等）
- ・ 関係団体への負担金（〇〇協会登録料・加盟料・会費 等）
- ・ 慶弔費
- ・ 交際費
- ・ 指導者への謝礼金及び寸志

等

※ 飲食の費用はすべて対象外経費です。練習や大会時の飲食代を対象経費とされないようにお願いします。また、懇親会やレクリエーションの費用は、懇親会費（対象経費）と食糧費（対象外経費）で区別して記入してください。

## 《その他》

- ・ 保険は、加入しているほうが望ましいですが強制ではありません。未加入でも申請は可能です。

<お問い合わせ先>

志免町社会教育課 志免町志免中央 1 丁目 2 番 1 号 電話 092-935-7100